

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年四日市市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各地区市民センター及び市民窓口サービスセンターにおいて使用する領収印については、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の規定に基づき定める出納員の印をもって代えることができる。	第3条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>楠総合支所</u> 、各地区市民センター及び市民窓口サービスセンターにおいて使用する領収印については、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の規定に基づき定める出納員の印をもって代えることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）